

記載例① 退職者の残税額を一括徴収する場合

(この異動届出書は異動した月の翌月10日までに必ず提出してください。)

給与支払者の法人番号を記載してください。個人事業主の方は、個人番号を右詰めで記載してください。

受付印

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収税額の決定・変更通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を必ず記載してください。

婚姻等で、氏名の変更があった場合に記載してください。

異動された給与所得者の氏名を記載してください。

異動された給与所得者の個人番号を記載してください。

その年の1月1日から住所に変更がある場合に現住所を記載してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。

番号を選び、記入してください。

7		守口市京阪本通〇丁目〇番〇号		〇△産業株式会社		守口 太郎		6年度 特別徴収指定番号 宛名番号		7年度 特別徴収指定番号 宛名番号	
令和〇〇年〇〇月〇〇日		個人番号(右詰めでご記入ください)		00000000000000000000		06-0000-0000		2△△△△△△△		00000000	
フリガナ モリグチ ハナコ		姓 守口 花子		(ア) 特別徴収税額(年税額) 48,000		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 10 月分から 9 月分まで 5 月分まで		(ウ) 未徴収税額 32,000		異動年月日 令和7年9月30日	
住所 守口市〇〇町〇丁目〇番〇号 枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 2		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付) 2		新しい勤務先へは、 月割額 〇〇〇〇円 (翌月10日納期限)から徴収し、納入 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 〇 必要 〇 不要		確定してください。			
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)											
新しい勤務先(特別徴収義務者) フリガナ 氏名 住所 法人番号		特別徴収指定番号		担当氏名 電話番号		徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入 32,000		左記の一括徴収した税額は、10		月分(翌月10日納期限)で納入します。	
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)											
番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 1		徴収した月割額の合計額を記載してください。 徴収した月割額の合計額を記載してください。 年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。		徴収した月割額の合計額を記載してください。 徴収した月割額の合計額を記載してください。 年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。		特別徴収することができなくなった事由を選び、番号を記入してください。 「8.その他」の場合は〇〇内に事由を記載してください。		一括徴収税額を何月分で納入するかを記載してください。毎月の徴収税額と合算して納入していただいて結構です。			
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)											
番号を記入 1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。											

※ 提出先：守口市役所 課税課 市民税担当